一般財団法人 司法協会 平成 24 年度研究助成 研究成果報告書

日本における死刑の実際 ----死刑選択基準及び死刑執行----

永田 憲史 (関西大学法学部准教授)

研究成果報告書 2~5頁

研究成果報告書

永田憲史(関西大学)

| 概要

本研究は、日本における死刑の実際を明らかにすることを目的として行った。具体的には、①死刑選択基準及び②死刑執行の2つのテーマに取り組んだ。

①死刑選択基準については、最高裁判所が死刑の基準について提示した昭和 58 年の判決以降の全ての死刑判決を検討してその具体的な基準を分析した著書(『死刑選択基準の研究』)を踏まえて、判決文を手掛かりに、研究を進めた。

②死刑執行については、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)の文書及び外務省に対する情報公開請求によって入手した文書を手掛かりに、研究を進めた。

2 ①死刑選択基準

当方は、①死刑選択基準の動向を探るべく、最高裁において確定した死刑判決を継続して収集し、毎年、直近の死刑判決をまとめてきた。本年も、死刑判決が登載される最高裁判所裁判集刑事(裁判集刑)の刊行を受けて、研究助成金を活用して、死刑判決を収集し、これらを被殺者数別・犯行目的別に分類して事案の概要を簡潔にまとめる作業を行った。その成果として、「最高裁において平成 24 年に確定した死刑判決一覧」を関西大学法学論集 64 巻 | 号(2014)に掲載すべく出稿した。なお、同号は 2014 年初夏に刊行予定である。

また、永山事件第一次上告審判決において判示された死刑選択基準(永山基準)がどのようにして生成されてきたのかを明らかにすることは、永山基準をよりよく理解するために必要である。それゆえ、永山事件第一次上告審判決前の死刑選択基準を分析する基礎資料として、研究助成金を活用して、最高裁において永山事件第一次上告審判決前の昭和 50 年乃至昭和 58 年に確定した死刑判決を収集し、これらを被殺者数別・犯行目的別に分類して事案の概要を簡潔にまとめる作業を行った。その成果として、「最高裁において永山事件第一次上告審判決前の昭和 50 年代に確定した死刑判決一覧」を関西大学法学論集 64 巻 2 号(2014) に掲載すべく出稿した。なお、同号は 2014 年夏に刊行予定である。

検察官が死刑選択基準に違反するとして死刑を求めて最高裁判所に上告した事件を検討することは、①死刑選択基準を明らかにする一助となる。最決平 23 年 12 月 12 日判時 2144 号 153 頁は、そうした検察官上告事件である。しかも、審級間で死刑と無期懲役に判断が分かれた事案であり、共犯者との関係をどのように評価すべきかが問われた興味深い事件であったため、詳細に分析を行った。

本件決定は、被殺者 6 名、結果的加重犯による被害者 I 名であって、死亡した被害者は 7 名に及ぶ事案において、その実行行為のほぼ全てを担った被告人について無期懲役の判断を是認するものであり、犯罪の重大性からして特徴的である。まず、永山事件第一次上告審判決以降、死刑選択の際に重視されてきた共犯における主導

性が重視されていることが本件決定においても確認された。また、共犯における主導性/従属性の評価の前提として DV や虐待の被害者性、その心理状態、DV や虐待の加害者との関係を判断する手法として、最高裁が素人的な判断手法を是とせず、専門的知識に依拠した点で意義が大きい。DV や虐待の被害者性、その心理状態、DV や虐待の加害者との関係を判断する手法は、被告人が少年であったり、知的障害や発達障害を抱えていたり、社会的スキルに乏しかったりする場合の判断にも共通していると考えられるため、それらの場面における判断への影響も大きい。さらに、このようにして、正常な判断能力が低下し、その指示に従わないことが難しい心理状態にあった中で、共犯者に追従して犯行に加担したと判断された場合、通常の共犯関係において従属的である場合にはなお死刑が選択されるほどの極めて重大な事件であったとしても、死刑を回避しうるとし、量刑判断に I つの例を与えた点でも意義が認められると分析した。

この分析は、平成 24 年 12 月に研究会で報告する際に既に行っていたところ、研究助成金を活用して、関連文献を渉猟することにより、より深く分析することが可能となった。その成果として、「第 1 審で死刑が言渡されたものの、控訴審で破棄されて無期懲役が言渡された事件に対し、検察官が死刑選択基準に関する判例違反を主張して上告したところ、1 名の裁判官が刑訴法 411 条 2 号による破棄を相当とする反対意見を述べた事例(最決平 23 年 12 月 12 日判時 2144 号 153 頁)」を関西大学法学論集 63 巻 4 号(2013)83-112 頁において公表した。

3 ②死刑執行

当方は、第二次世界大戦後に連合国軍総司令官総司令部(GHQ/SCAP)が収集した資料から、現在の法務省に相当する当時の法務府が作成した英文の「死刑執行起案書」及び「死刑執行始末書」を日本で初めて発見し、『GHQ 文書が語る日本の死刑執行——公文書から迫る絞首刑の実態——』を公刊している。

GHQ/SCAP の資料は、膨大であって、刑事法研究者によって解析されていないため、研究助成金を活用して、同資料を収集し、重要と考えられる資料についてはPDF ファイルに電子化して、公表に備える作業を行った。

その結果、新たに、英文の「死刑執行始末書」を 56 件分発見することができた。同文書は、法務省において現在まで公表されていないことから、資料的価値が高いと判断し、これら全てを和訳した。その成果は、「死刑執行始末書 56 件の紹介——1947 年 7 月~1949 年 12 月——」として、関西大学法学論集 63 巻 6 号 (2014)480-542 頁において公表した。

この文書以外にも、GHQ/SCAP 内部で絞首刑の執行方法を問題視する文書を発見した。この文書の意義や位置付けについてはなお分析中であるものの、その資料的価値が高いと考え、論文作成に先行して、新聞記者に情報提供を行った。この内容は、平成25年 II 月 I7 日付朝日新聞朝刊において、「日本の絞首刑『方法不適切』GHQ 文書『苦痛軽減を』」、「絞首刑実態 GHQ のみ情報源 指摘から60年余 開示なお拒む国」として、記事化され、大きく取り上げられた(朝刊 I 面及び3面で掲載された大阪本社版を添付)。

GHQ/SCAP の資料の中には、一般刑事犯の死刑に関する文書だけでなく、いわゆる A 級戦犯の死刑執行に関する文書も含まれており、これらを発見することができた。その執行方法は絞首刑であって、一般刑事犯については今なお明らかにされないままとなっている執行の手順に関する文書を発見することができた。これは、一般刑事犯の死刑執行の手順等を推察する上でも重要な資料的価値を有するものと考えられる。これらを分析した成果として、「A 級戦犯の死刑執行手順書」を関西大学法学論集 63 巻 5 号(2014)163-185 頁において公表した。

この文書についても、その資料的価値が高いと考え、論文公表に先行して、新聞記者に情報提供を行った。この内容は、平成25年6月7日付で共同通信社から全国の地方紙等に「A級戦犯死刑、指紋で確認 米公文書に『執行手順』 東条元首相ら7人 関係者証言と符合」として配信され、40紙を超える地方紙等で掲載されるとともに、一部の地方紙で大きく取り上げられた(トップ記事として報じた高知新聞を添付)。また、海外にも、"Document detailing war criminal execution procedures found"として配信された。

GHQ/SCAP 資料以外にも、外務省に対して情報公開請求を行い、死刑に関する外交文書の開示を受けた。とりわけ、欧州評議会とのやり取りに関する文書が多く、鋭意分析中である。分析が終了次第、論文として公表することとしたい。

4 謝辞

貴会の助成金を活用することによって、研究資料を円滑に収集・管理することが 可能となり、研究を大いに進展させることができました。厚く御礼を申し上げます。

【研究期間中の公表業績】

「第 I 審で死刑が言渡されたものの、控訴審で破棄されて無期懲役が言渡された事件に対し、検察官が死刑選択基準に関する判例違反を主張して上告したところ、I 名の裁判官が刑訴法 4 I I 条 2 号による破棄を相当とする反対意見を述べた事例(最決平 23 年 I 2 月 I 2 日判時 2 I 4 4 号 I 5 3 頁)」関西大学法学論集 6 3 巻 4 号(20 I 3)83-112 頁

「A級戦犯の死刑執行手順書」関西大学法学論集 63 巻 5 号 (2014) 163-185 頁

「死刑執行始末書 56 件の紹介——1947 年 7 月~1949 年 12 月——」関西大学法 学論集 63 巻 6 号 (2014) 480-542 頁

【研究期間後の公表予定業績】

「最高裁において平成 24 年に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集 64 巻 | 号 (2014) 掲載予定(校正中)

「最高裁において永山事件第一次上告審判決前の昭和 50 年代に確定した死刑判決一覧」関西大学法学論集 64 巻 2 号(2014)掲載予定(校正中)

【研究期間中の記事化】

平成25年6月7日付 共同通信社配信(日本語・英語)

「A級戦犯死刑、指紋で確認 米公文書に『執行手順』 東条元首相ら 7 人 関係者証言と符合」

"Document detailing war criminal execution procedures found"

平成 25 年 11 月 17 日付 朝日新聞朝刊

「日本の絞首刑『方法不適切』 GHQ 文書『苦痛軽減を』」

「絞首刑実態 GHQ のみ情報源 指摘から 60 年余 開示なお拒む国」